



# 埼玉県報

号外第14号  
令和7年(2025年)  
7月3日  
木曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（下水道管理課）

### 条例

- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（下水道管理課）

### 告示

- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 令和7年7月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数等（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（下水道管理課）

### 一 趣旨

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故対応体制を強化するため、職員の定数を改定するもの

### 二 内容

下水道事業管理者の事務を補助する職員  
百二十一人 ↓ 百三十三人（+十二人）

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第三十号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「百二十一」を「百三十三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十七号

令和七年七月二十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙長

埼玉県鶴ヶ島市

長 峰 宏 芳

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川口市

菅 克 己

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十八号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙分会長

埼玉県さいたま市見沼区

尾 前 健 三

選挙分会長の職務を代理すべき者

埼玉県所沢市

西 山 淳 次

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十九号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により行うくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年七月三日 午後六時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十号

令和七年七月二十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年七月三日 午後七時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十一号

令和七年七月二十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年七月四日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十二号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年七月四日 午後六時二十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十三号

令和七年七月二十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する  
支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

五四、五〇三、七〇〇円

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十四号

令和七年七月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、二一五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、〇九二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六九、九六四人
南第二区 川口市	一四七、四八六人
南第三区 さいたま市西区	二六、五二六人
南第四区 さいたま市北区	四二、五一一人
南第五区 さいたま市大宮区	三五、三二七人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、三七四人
南第七区 さいたま市中央区	二九、〇一一人
南第八区 さいたま市桜区	二六、九五〇人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、五九〇人
南第十区 さいたま市南区	五三、三五五人

南第十一区	さいたま市緑区	三六、五三一人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四四一人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、三四七人
南第十四区	桶川市	二一、一〇三人
南第十五区	北本市	一八、八七六人
南第十六区	鴻巣市	三三、二九一人
南第十七区	志木市	二一、〇五六人
南第十八区	新座市	四六、一六四人
南第十九区	蕨市	一九、八三一人
南第二十区	戸田市	三七、六八三人
南第二十一区	朝霞市	四〇、〇〇三人
南第二十二区	和光市	二三、五七三人
西第一区	所沢市	九七、二五〇人
西第二区	入間市	四〇、七五四人
西第三区	飯能市	二二、二四四人
西第四区	狭山市	四二、三二一人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、二一人
西第六区	富士見市	三一、五九〇人
西第七区	川越市	九八、二四四人
西第八区	日高市	一五、四〇四人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、三九七人
西第十区	坂戸市	二七、八四〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、八〇三人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、七四五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、三一九人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、七五五人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、二二九人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、四〇二人
北第四区	熊谷市	五三、九九九人
東第一区	行田市	二二、一二二人
東第二区	羽生市	一四、九〇九人
東第三区	加須市	三一、四〇七人
東第四区	久喜市	四二、六三六人

東第五区	蓮田市	一七、五二六人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二七一人
東第七区	春日部市	六五、四一七人
東第八区	越谷市	九五、三六八人
東第九区	八潮市	二五、五五三人
東第十区	三郷市	三八、六二八人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、四二三人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六八三人